

会計年度任用職員（精神保健福祉専門員（障がい福祉課））募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（精神保健福祉専門員（障がい福祉課））
採用予定人数	1 人
職務内容	1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく下記の業務 (1) 精神科病院に対する指導監査業務 (2) 精神科病院における業務従事者による障害者虐待の対応業務 (3) 措置入院制度の運用に関する業務 2 自立支援医療費の審査点検業務 3 前各号に掲げるほか、精神障がい者の福祉の向上を図る上で、必要と認められる業務を行うこと。
応募資格	次に掲げる要件のいずれかに該当する者 1 精神保健福祉士の資格を有するもの 2 保健師の資格を有するもの 3 大学等において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの 4 そのほか精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの 地方公務員法第 16 条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	精神科 PSW 等の経験があれば尚可
任用期間	令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※採用後、1 か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、翌々年度まで再度任用の可能性あり
勤務場所	札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目） ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
勤務日・時間	・勤 務 日：1 週間当たり 5 日（月曜日～金曜日） ・休 日：日曜・土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 ・勤務時間：1 週間当たり 30 時間 8 時 45 分から 15 時 30 分まで（休憩 45 分）又は 10 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩 45 分） ※時間外勤務を命ずる場合あり ※勤務時間は配属される係により決定します。
給与	月額 200,129 円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和 6 年 11 月時点のものです。給与改定等により、採用時に変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇（任用当初から付与、原則 10 日）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	札幌市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	・応募受付期間：令和 7 年 5 月 19 日以降 ・面 接 日 程：書類選考後、随時 ・合否決定時期：面接実施後、随時 ・応 募 方 法：上記の受付期間に写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。

	※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※可否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 【履歴書送付先（募集者）】 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員（R7 精神保健福祉専門員）履歴書在中」と朱書き
個人情報の 取扱い	履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。